

令和6年度児童手当制度の改正について

令和6年6月5日に成立した『子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律』により、令和6年10月分（12月支給分）の児童手当から、制度内容が次のとおり変更となります。

これに伴い、現在『児童手当等を受給していない人』や『大学生年代の児童を養育している人』で、児童手当が受給できる場合は手続きが必要となりますので、詳しくは広報あつけし9月号をご確認いただくか、問い合わせください。

なお、現在児童手当等を受給中の人についても、手続きが必要な場合がありますので、問い合わせください。

改正内容	改正前（令和6年9月分まで）	改正後（令和6年10月分から）
支給対象	中学校卒業までの児童を養育している人	高校生年代（18歳に達する年度末まで）の児童を養育している人
所得制限	あり（所得制限限度額以上は特例給付、所得上限限度額以上は非該当）	なし
手当月額	●3歳未満：15,000円 ●3歳から小学校修了までの 第1子・2子：10,000円 第3子以降：15,000円 ●中学生：10,000円 ●特例給付：一律5,000円	●3歳未満の 第1子・2子：15,000円 第3子以降：30,000円 ●3歳から高校生年代までの 第1子・2子：10,000円 第3子以降：30,000円
支払い回数	年3回（10月・2月・6月） ※4カ月分を支給	年6回（偶数月） ※2カ月分を支給

感染症を予防しましょう！！

年末年始は人が集まる機会が多くなり、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症が流行しやすくなります。特に、高齢者は重大な健康被害に繋がるリスクが高くなる傾向にあります。

ご自身や身近な人のため、感染予防対策と事前の備えを確認しましょう。

感染症の予防などについては、健康推進係（53-3333）までお問い合わせください。

①まずは、予防！

▽手洗い、有症状時のマスク着用、部屋の換気を忘れずに

▽特に、外出後、食事前やトイレの後もしっかり手を洗いましよう

②体調不良の時は？

▽発熱などの症状がある時は、無理をせず静養したり、必要に応じて医療機関を受診しましょう



▽医療機関を受診する場合は、事前に連絡し、受診の際はマスクを着用しましょう

③感染は突然！

▽体調不良に備えて、市販薬や日用品などを備蓄しておきましょう

▽新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの予防接種を検討しましょう。なお、他のワクチン接種との間隔を空ける必要はありません

④各種予防接種の詳細について

▽新型コロナウイルス感染症やインフルエンザの予防接種については、広報10月号8・9ページ、または広報11月号20ページをご覧ください

▽町ホームページでも、感染症や予防接種のお知らせを随時更新しています。そちらもあわせてご覧ください（https://www.akkeshi-town.jp/kurashi/hok-enfukushi/kansen_yobou/）